

豊頃町新型インフルエンザ等対策行動計画〔概要版〕

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

1 計画改定の背景と必要性

(1) 感染症リスクの増大

地球規模の開発やグローバル化により、未知のウイルスが短期間で世界中に拡散する「パンデミック」の脅威が日常化しています。

(2) 「備え」への転換

発生を完全に阻止することは不可能なため、平時から万全の体制を整え、被害を最小化する対策が不可欠です。

(3) 新たなアプローチ

ヒト・動物・環境を一体で捉える「ワンヘルス」や、薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）対策など、分野横断的な視点が重要視されています。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の概要

本計画の根拠となる「特措法」は、国民の生命・健康を保護し、生活や経済への影響を最小限にすることを目的に制定されています。

(1) 特措法の対象となる新型インフルエンザ等

① 新型インフルエンザ等感染症

【過去例】 新型インフルエンザ（A/H1N1）

② 指定感染症

【過去例】 SARS、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）、新型コロナウイルス感染（COVID-19）

③ 新感染症

【過去例】 SARS

(2) 実施体制

国、地方公共団体、事業者等の責務を明確にし、「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」等の法的根拠を定めています。

3 豊頃町における計画策定の経緯と改定理由

(1) 策定の歴史：

- ① 平成 21 年：新型インフルエンザ（A/H1N1）流行時に初策定。
- ② 平成 27 年：特措法制定および国・道の計画改定に伴い、町行動計画を改定。

(2) 今回の改定（令和 7 年度）：

令和 6 年 7 月の政府行動計画改定、および令和 7 年 3 月の北海道行動計画改定を受け、本町においても最新の知見と対策方針を反映させるため改定を行うものです。

(3) 今後の運用方針：

最新の科学的知見や訓練を通じた改善点を踏まえ、必要に応じて適時・適切に見直しを実施します。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の主たる目的

町民の生命を守るとともに、社会を止めないための2点を軸としています。

(1) 生命・健康の保護

感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保します。

(2) 生活と社会経済への影響の最小化

感染対策と社会経済活動のバランスを図り、町民生活へのダメージを軽減します。

2 対策の時期区分と戦略

特定の事例に固執せず、未知の呼吸器感染症にも対応できるよう柔軟な段階設定を行っています。

(1) 準備期：発生前

ワクチン接種体制の整備や訓練、DXの推進、備蓄を行います。

(2) 初動期：国内外での発生探知から政府対策本部設置され基本的対処方針が実行されるまで

速やかに体制を切り替え、感染拡大を可能な限り封じ込めます。

(3) 対応期：基本的対処方針の実行以降

病原性やワクチンの普及状況に応じ、臨機応変に対策（外出自粛、施設制限等）を切り替えます。

3 各主体の役割分担

(1) 国

総合的な司令塔となり、対策を推進します。

(2) 道（北海道）

医療提供体制（病床確保等）の整備や、まん延防止等重点措置の実施判断など、実務の中心的な役割を担います。

(3) 町（豊頃町）

町民に最も近い行政として、ワクチン接種、生活支援、要配慮者への支援を確実に実施します。

(4) 町民・事業者

日頃からの手洗い・咳エチケットに加え、食料や衛生用品の備蓄など、自助・共助の取組が求められます。

4 主要な7つの対策項目

以下の項目ごとに、平時からの準備と有事の対応を定めています。

- (1) 実施体制：町対策本部の設置
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション：正確な情報を迅速に発信
- (3) まん延防止：外出自粛要請、施設の使用制限協力
- (4) ワクチン：接種体制の構築
- (5) 保健：保健所（帯広保健所）との連携
- (6) 物資：感染症対策物資の備蓄
- (7) 町民生活及び社会経済の安定確保：事業者や町民への支援策の検討

5 対策項目に共通する「横断的視点」

(1) 人材育成

幅広い体制で対応するため、人材育成に平時から取り組みます。

(2) 町、国及び道の連携

町、国及び道の連携体制を平時から整え、発生時に備えます。

(3) DXの推進

デジタル技術（DX）によるリアルタイムな情報共有を推進します。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方と取組

1 実施体制（町の司令塔機能）

（1）体制整備の強化

必用な人員等の確保及び国や道、関係機関との情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

（2）町対策本部の設置

政府・道の対策本部設置に合わせ、速やかに「豊頃町対策本部」を設置し、町長を本部長とする意思決定体制を構築します。

2 情報提供・共有（正しい情報の伝達）

（1）正しい情報の提供と共有

コールセンター等の設置や、SNS等の活用により、町民に正確で分かりやすい情報を提供します。

（2）偏見・差別防止

感染者や医療従事者への差別を防ぐ啓発活動を徹底します。

3 まん延防止（感染拡大の抑制）

（1）行動制限の周知

道からの要請に基づき、不要不急の外出自粛や施設の使用制限について、町民・事業者へ周知・協力依頼を行います。

（2）町有施設等の対応

町立学校の臨時休業や、公共施設の開館・休館判断を適時適切に実施します。

4 ワクチン（町が担う最重要実務）

（1）接種体制の構築

医師会や医療機関と連携し、集団接種・個別接種の会場確保や、優先順位に基づいた円滑な接種を実施します。

(2) 町民への情報提供と相談対応

町民が安心して接種できるようワクチンの有効性と安全性についての情報提供や相談窓口の開設を行います。

5 保健（地域医療・保健の維持）

(1) 健康観察及び生活支援

帯広保健所が行う健康観察やパルスオキシメーター等の物品の貸出に対し、必要に応じて町職員を派遣し協力を行います。

(2) 感染症対策等の周知・広報

情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で周知・広報できるよう帯広保健所と連携し、周知・広報等を行います。

6 物資（必要な資材の確保）

(1) 備蓄の管理

マスク、消毒液、個人防護具等の計画的な備蓄と、定期的な備蓄状況の確認を行います。

7 町民生活及び社会経済の安定確保（暮らしの維持）

(1) 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者に必要な支援（見守り、介護等）を行います。

(2) 事業者支援

国や道の経済支援策の窓口となり、地域経済の停滞を防ぐための施策を実施します。

(3) 業務継続（BCP）

役場自体の機能が停止しないよう、重要業務を絞り込み、テレワークの活用等により行政サービスを継続します。